

事前確定給与の届出期限

Q : 当社は3月決算法人ですが、事前確定給与の届出は、いつまでにしたらいいのでしょうか？

A : 株主総会の開催日から1月を経過する日と会計期間の開始の日4月を経過する日のいずれか早い日までとなっています。

【解説】

役員の前年確定届出給与は、今年度の税制改正で改められ、株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議により役員の前年確定給与につき定めをした場合における決議をした日（その日が職務執行の開始日後である場合は、開始する日）から1ヶ月を経過する日、また、その日が事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4ヶ月を経過する日後である場合には、4ヶ月経過日とされています。

この届出期限を過ぎてしまいますとこの規定の適用ができなくなってしまいますので注意が必要です。

届出の期限は、具体的には次のようになります。

[株主総会の日が5月25日の場合]

3月決算法人で株主総会の開催日が5月25日の場合の事前確定届出給与の届出期限は、株主総会の開催日から1ヶ月を経過する日（6月25日）と会計期間開始の日から4ヶ月を経過する日（7月31日）のいずれか早い日、すなわち、6月25日が期限となります。

